

平成30年度 高齢サポート（地域包括支援センター）の  
運営方針等について

第1 平成30年度 高齢サポート運営方針（案）

第2 平成30年度 高齢サポートの体制等

第3 地域ケア会議について

第4 ひとり暮らし高齢者全戸訪問事業等について



# 第1 平成30年度 高齢サポート運営方針（案）

## 1 地域包括ケアシステムの構築に向けて

「第7期京都市民長寿すこやかプラン」では、「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなで作る」ことを基本理念とし、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組を推進していくことを目指す。

「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進に当たっては、計画の連続性を担保するため、基本的に第6期プランにおける取組を継承する。また、「京都市版地域包括ケアシステム」の基本的な考え方についても、第6期プランを継承しており、各高齢サポートを中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援する。

## 2 基本的な運営方針

- (1) 高齢サポートは、「公益性」「地域性」「協働性」の視点で運営を行う。
- (2) 地域の高齢者の自立支援を図ることを念頭に、総合相談窓口としての機能を発揮する。
- (3) 関係機関と連携しながら地域における社会資源を相互につなげていく地域のネットワーク構築機能を果たす。

## 3 基本業務

### (1) 総合相談支援業務

地域の高齢者に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を可能とするために、継続的・専門的な視点に基づく相談支援や地域の関係者とのネットワーク構築、地域の高齢者の心身の状況等必要な実態把握等を行う。

### (2) 権利擁護業務

地域の関係機関との迅速かつ円滑な連携を図り、権利侵害行為の対象となっている、または対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行う。

### (3) 介護予防ケアマネジメント業務

適切な介護予防ケアマネジメントの実施を通じて、高齢者の状態に応じたフレイル対策を含む健康づくりや介護予防の取組の支援を行う。

### (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域において安心して生活を継続するために適切な社会資源を活用できるように、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域のケアマネジャーに対する直接的・間接的な支援を行う。

## 4 重点取組事項

### (1) 地域の高齢者の支援、実態把握

- ア 地域福祉組織等と連携したひとり暮らし高齢者への効果的・効率的な訪問活動の実施
- イ 個別ケースの地域ケア会議等を活用した適切な個別支援の実施
- ウ 地域福祉組織，民間事業者をはじめとする地域の様々なネットワークを活用した実態把握，見守り活動の促進
- エ 上記活動において適切な支援につなげることでできた事例（地域の強み）の収集及び相談種別や深刻度の分析等を通じた地域課題の抽出，整理

### (2) 権利擁護に関する連携・支援

- ア 「高齢者虐待対応マニュアル」に基づく高齢者虐待や困難事例に関する緊密な連携による対応
- イ 高齢者虐待等の早期発見，発生予防の取組
- ウ 地域の関係機関と連携した消費者被害等に関する迅速な情報共有の促進

### (3) 介護予防の取組の推進

- ア 自立支援・重度化防止を目指し個別性を重視した適切な介護予防ケアマネジメントの実施
- イ サービス事業者，地域介護予防推進センター，保健・医療・福祉の関係機関等との連携によるケアマネジメントの実施
- ウ 介護予防の普及啓発
- エ 介護予防が必要な対象者の早期発見，早期対応
- オ 介護予防ケアマネジメントの質の向上に向けた事例検討会の開催

### (4) 認知症の人やその家族等に対する支援体制の構築

- ア 地域の医療・介護等関係機関との連携による，認知症に対する正しい理解の啓発や，認知症初期集中支援事業との協働による認知症の初期・初動支援の充実に向けた取組など，早期発見・相談・支援をスムーズに実施できる仕組みづくり
- イ 京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」等を踏まえ，行方不明の恐れがある高齢者の事前相談・登録制度を活用した見守り支援の充実，また，発見協力依頼の情報提供制度を活用した行方不明高齢者の早期発見や事故の未然防止のための身近な地域ネットワーク（連絡網）の構築・拡充

### (5) 医療・介護をはじめとする多職種の地域ネットワークの充実・強化

- ア 地域福祉組織中心（学区レベル）の地域ケア会議等を通じた，地域福祉組織との協働による地域特性を生かした見守りネットワークの強化と相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応
- イ 日常生活圏域を標準とする地域ケア会議等における，地域の医療・介護・福祉等多職種の関係機関との連携体制の構築に基づく，地域課題の検討・対応
- ウ 区・支所地域包括支援センター運営協議会等との相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

エ 「在宅医療・介護連携推進」「生活支援体制整備」「認知症施策推進」等において構築する専門職による分野別会議やネットワークとの相互の情報共有・連携による地域課題の検討・対応

#### **(6) 地域における在宅医療・介護連携拠点の活用と協働**

ア 地域における在宅医療・介護連携拠点との連携による地域資源の把握と情報共有  
イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に係る医療面のバックアップ等としての地域における在宅医療・介護連携拠点の活用及び同連携拠点のケアマネジャー等介護・福祉等の関係機関への周知・つなぎなど在宅療養者支援のための協働

#### **(7) 地域における生活支援体制整備に向けた資源の把握・情報共有等サービス創出に向けた関係機関との協働**

ア 地域支え合い活動創出コーディネーターが担う地域の資源把握，分析等の活動に対する支援・協力  
イ 地域支え合い活動調整会議への参画等を通じた，介護予防・生活支援サービス創出に向けた情報共有，具体的なサービス創出にかかる検討

### **5 共通の留意事項**

#### **(1) 事業計画の策定**

運営方針や前年度の活動内容を踏まえ，担当圏域の地域事情に応じた事業計画を策定するとともに，事業計画を踏まえた活動を遂行すること。

#### **(2) 区・支所との連携**

担当地域における高齢者支援については，区・支所との連携が不可欠であること及び行政機関の一部を委託されていることを意識し，区・支所と互いに密な連携を図り活動を遂行すること

#### **(3) 公正・中立性の確保**

運営費用が，市民の介護保険料や国・地方公共団体の公費によってまかなわれていること，高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として，ケアプラン作成やサービス事業所の紹介等をはじめとして，高度な公正性・中立性を確保した事業運営を求められていることを認識して活動すること

#### **(4) 個人情報の取扱い**

高齢サポート職員は高齢者等の心身の状況や家庭の状況等，他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあることを念頭におき，その適正な取り扱いを図ること

### ＜「平成30年度 高齢サポート運営方針」策定に当たっての考え方＞

- 京都市においては、2018年度から2020年度の3年間を計画期間とする「第7期京都市民長寿すこやかプラン」において、高齢者が可能な限り健康で自立した生活を継続できる環境づくり、認知症やひとり暮らし高齢者等が地域で暮らし続けられる支援の充実、切れ目のない医療・介護・生活支援サービスの提供体制づくり等に取り組むこととしている。
- 特に支援が必要と思われるひとり暮らし高齢者への訪問活動について、引き続き単身高齢者の年齢階層に応じた効果的・効率的な訪問活動を実施するとともに、民生委員・児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会等との連携による地域の高齢者の実態把握、ニーズに応じた適切な支援を進めていく。
- 高齢者の自立支援や重度化防止を進めるために、一人ひとりの状態に応じたサービスが提供できるよう、適切なケアマネジメントを実施していく必要がある。
- 地域ケア会議については、引き続き、高齢者支援の個別ケースについて検討を行うことを起点として、多職種の関係機関とのネットワーク構築を図り、地域課題の抽出・整理や課題への検討・対応などにつなげていく。また、地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について、「地域支え合い活動調整会議」に引き継ぎ、新たなサービス創出に向けた検討や取組を進めていくなど、分野ごとの地域ネットワークとの連携に取り組む。
- 上記以外にも、近年必要性が高まっている、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるための、認知症の早期発見・早期相談・早期診断に向けた総合的な取組や、虐待対応をはじめとする権利擁護の取組等も着実に推進していく。
- これら的高齢サポートの活動については、すべて個別支援に関する業務が基盤的役割となっていることを念頭に展開していく。

### ※その他

- ◇ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）において、市町村や地域包括支援センターが、地域包括支援センターの事業についてそれぞれ評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされている。この点については、国から示される予定となっている、全国統一の評価指標やその運用方法を踏まえ、別途実施手法を検討する。
- ◇ 国においては、子ども、高齢者、障害者などすべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めていくこととしている。この点を踏まえ、高齢や障害等による複合化したニーズへの相談対応時に適切な関係機関等につなぐ視点を持てるように、障害者施策、子育て支援施策等に関する研修会等を実施していく。

## 第2 平成30年度 高齢サポートの体制等

「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」等に基づき、各高齢サポートには、包括的支援事業を適切に実施するため、担当圏域の第1号被保険者数及びそのうちの単身世帯数に応じて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を有する職員（専門3職種）を各1名以上、常勤・専従で配置している。

特に、平成24年度からは、地域の高齢者の実態把握、地域のネットワークの充実・強化のため、全高齢サポートに1人ずつ、体制強化のための職員を追加で配置するなど、必要に応じて適切な体制の確保に努めている。

また、平成28年度からは、第1号被保険者数の増加に対応するために、人員配置基準の一部を見直しており、担当圏域の第1号被保険者数に応じた配置を行っている。

### 1 人員配置基準

担当圏域の第1号被保険者数	3,000人未満		3,000人以上6,000人未満		6,000人以上8,000人未満		8,000人以上10,000人未満		10,000人以上
上記のうちの単身世帯数	950世帯未満	950世帯以上	1,900世帯未満	1,900世帯以上	2,500世帯未満	2,500世帯以上	3,150世帯未満	3,150世帯以上	—
専門3職種 (保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)	2人	3人	3人	4人	4人	5人	5人	6人	6人
体制強化 (専門3職種又は介護支援専門員)	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
合計	3人	4人	4人	5人	5人	6人	6人	7人	7人

#### <参考：国基準>

担当圏域の第1号被保険者数	3,000人未満	3,000人以上6,000人未満
専門3職種	2人	3人

### 2 人員体制

人員体制		箇所数	高齢サポート名
専門3職種	体制強化		
2人	1人	1	京北
3人	1人	16	(省略)
4人	1人	31	柘野、小川、仁和、左京南、左京北、岩倉、修学院、白川、高野、朱雀、西ノ京、御池、山階、大宅、日ノ岡、 <u>島原</u> 、東九条、久世、陶化、嵯峨、花園、嵐山、葛野、西京北部、桂川、西京南部、境谷、久我の杜、桃山、深草北部、深草南部
5人	1人	10	原谷、紫竹、 <u>本能</u> 、音羽、唐橋、沓掛、下鳥羽、向島、醍醐南部、醍醐北部
6人	1人	3	勸修、常磐野、西院

※ 下線は、高齢者人口等の増加に伴い、平成30年度から1人増員する高齢サポート

### 3 運営委託料(単位：円)

専門 3職種	基本委託料		体制強化のための 委託料		介護予防 普及啓発 委託料	地域ケア会 議の実施に 係る委託料
	人件費 相当分	事務費 相当分	人件費 相当分	事務費 相当分		
2人	10,000,000	500,000	5,000,000	500,000	300,000	1圏域当たり 50,000 ※2回分(上限)
3人	15,000,000					
4人	20,000,000					
5人	25,000,000					
6人	30,000,000					

#### 介護予防ケアマネジメント委託料単価(単位：円)

<介護予防ケアマネジメントA・C共通> ○ 基本単価：4,601/件/月      ○ 初回加算：3,210/件/回	
<介護予防ケアマネジメントAのみ> ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護連携加算：3,210/件/回	

※ ケアマネジメントCについては、算定後1年を経過する前の算定はできない。

#### <参考：人員体制の推移>

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
専門 3 職種	2人(箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3人(箇所)	57	49	47	44	41	41	38	34	28	20	18	17
	4人(箇所)	2	10	13	16	18	17	19	23	24	28	30	31
	5人(箇所)	—	—	—	—	1	2	3	3	8	12	11	9
	6人(箇所)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
	合計(箇所)	60	60	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
職員数(人)	181	189	195	198	202	203	207	211	222	234	237	240	
体制強化のための 追加配置職員数(人)	—	—	—	—	—	—	61	61	61	61	61	61	
職員数合計(人)	181	189	195	198	202	203	268	272	283	295	298	301	

高齢者人口（第1号被保険者数）・単身高齢者世帯数

高齢サポート名	平成28年12月末現在		平成29年12月末現在		平成30年度人員体制		
	第1号被保険者数	単身高齢者世帯数	第1号被保険者数	単身高齢者世帯数	専門3職種	体制強化	計
1 原谷	8,428	2,575	8,508	2,631	5	1	6
2 紫竹	8,690	2,643	8,797	2,701	5	1	6
3 鳳徳	4,774	1,492	4,744	1,515	3	1	4
4 柁野	6,349	1,868	6,425	1,897	4	1	5
5 紫野	4,497	1,538	4,470	1,547	3	1	4
6 乾隆	5,252	1,835	5,282	1,874	3	1	4
7 小川	5,974	2,091	6,018	2,116	4	1	5
8 仁和	5,748	2,061	5,722	2,078	4	1	5
9 成逸	5,402	1,826	5,402	1,879	3	1	4
10 大原	5,176	1,434	5,268	1,483	3	1	4
11 左京南	6,345	2,288	6,329	2,298	4	1	5
12 左京北	7,894	2,335	7,936	2,394	4	1	5
13 岩倉	6,652	1,877	6,714	1,887	4	1	5
14 修学院	6,512	2,074	6,576	2,122	4	1	5
15 白川	5,951	1,989	5,964	2,022	4	1	5
16 高野	5,463	1,935	5,510	1,961	4	1	5
17 朱雀	6,205	2,141	6,194	2,182	4	1	5
18 西ノ京	6,992	2,336	6,981	2,376	4	1	5
19 本能	6,657	2,453	6,689	2,514	5	1	6
20 御池	6,762	2,317	6,867	2,400	4	1	5
21 洛東	5,059	1,835	5,075	1,863	3	1	4
22 東山	4,029	1,485	3,969	1,464	3	1	4
23 粟田	3,236	1,343	3,187	1,354	3	1	4
24 音羽	8,706	2,552	8,835	2,647	5	1	6
25 山階	5,567	2,058	5,618	2,103	4	1	5
26 勸修	10,463	3,190	10,619	3,344	6	1	7
27 大宅	6,848	2,125	7,038	2,266	4	1	5
28 日ノ岡	6,474	2,294	6,493	2,331	4	1	5
29 下京西部	3,983	1,396	4,016	1,423	3	1	4
30 下京中部	3,332	1,097	3,292	1,126	3	1	4
31 下京東部	2,275	1,017	2,243	997	3	1	4
32 修徳	3,805	1,340	3,816	1,364	3	1	4
33 島原	5,482	1,877	5,489	1,909	4	1	5
34 東九条	5,004	2,044	4,952	2,068	4	1	5
35 久世	6,592	1,891	6,796	1,985	4	1	5
36 陶化	5,644	2,106	5,717	2,186	4	1	5
37 唐橋	8,035	2,862	8,099	2,930	5	1	6
38 嵯峨	6,719	1,946	6,712	1,997	4	1	5
39 花園	7,534	2,112	7,608	2,160	4	1	5
40 嵐山	6,327	1,874	6,420	1,950	4	1	5
41 梅津	5,807	1,784	5,917	1,885	3	1	4
42 常磐野	10,141	3,053	10,287	3,165	6	1	7
43 西院	8,881	3,231	8,977	3,303	6	1	7
44 京北	2,204	555	2,178	582	2	1	3
45 葛野	6,259	2,111	6,376	2,203	4	1	5
46 西京北部	7,474	2,025	7,555	2,059	4	1	5
47 桂川	7,279	2,088	7,389	2,185	4	1	5
48 西京南部	7,770	2,229	7,876	2,296	4	1	5
49 沓掛	8,969	1,972	9,232	2,064	5	1	6
50 境谷	7,322	1,627	7,417	1,687	4	1	5
51 下鳥羽	8,155	2,893	8,236	2,946	5	1	6
52 久我の杜	6,648	1,605	6,900	1,735	4	1	5
53 向島	8,747	2,890	8,886	2,974	5	1	6
54 東高瀬川	4,178	1,449	4,239	1,509	3	1	4
55 淀	5,674	1,590	5,744	1,642	3	1	4
56 桃山	7,580	2,193	7,663	2,276	4	1	5
57 深草北部	5,517	2,061	5,494	2,085	4	1	5
58 深草南部	6,340	2,171	6,425	2,215	4	1	5
59 深草中部	5,128	1,822	5,123	1,828	3	1	4
60 醍醐南部	7,736	2,985	7,878	3,100	5	1	6
61 醍醐北部	8,948	2,802	9,042	2,899	5	1	6
計	387,594	124,688	391,224	127,982	242	61	303

## 第3 地域ケア会議について

### 平成30年度京都市地域ケア会議開催計画

#### 1 目的

個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、地域のケアマネジャーによる自立支援に資するケアマネジメントの支援や医療関係機関をはじめとする多職種の関係機関の地域包括支援ネットワークの構築などを行うことにより、高齢者個人に対する支援を充実するとともに、地域課題を抽出・整理し、その課題に対応していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図っていくこと。

#### 2 機能

情報交換・共有，事例研修・学習に加え，以下の5つの機能を地域ケア会議の中で発揮していく。

##### (1) 個別課題解決機能

- 支援に困難を感じているケースや自立に向けた支援が難しいケース，あるいは地域の課題と考えられるケースなどを中心に，個別ケースについて多職種の関係者が多角的視点から検討を行うことにより，個々の高齢者の課題解決を支援する。
- 上記のプロセスを通して，地域包括支援センター職員やケアマネジャー等の課題解決力の向上を図ることで，高齢者への自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質を高めていく。
- 個別事例に基づく検討を通して，個人，家族，環境等の課題とその要因を分析し，個別課題を解決のみならず，(2)以下の機能につなげていく。

##### (2) 地域包括支援ネットワーク構築機能

- 地域の関係機関等の相互の連携を高める。
- 個別ケースの検討を通じて，個別課題や地域課題を解決するために必要な関係機関等の役割が明らかになるとともに，課題解決に向けて関係機関が具体的に連携を行うことによって，連携が強固かつ実践的なものになる。
- 同時に，ネットワークの構築が必要だと考えられる機関や人，及び不足している社会資源を明らかにすることにより，(3)以下の機能につなげていく。

##### (3) 地域課題発見機能

- 個別ケースの背後に，同様のニーズを抱えた要支援者やその予備軍を見出し，かつ関連する事実や課題，地域の現状等を総合的に判断して，解決すべき課題を明らかにする。
- 発見された課題に対して，どのような解決策・改善策が可能かを検討するプロセスのなかで，関係機関の必要な取組・役割等が明らかになる。
- どのようなサービス等が新たに必要かを検討することで，(4)以下の機能につなげていく。

##### (4) 地域づくり・資源開発機能

- 地域の見守りネットワークの構築など，必要な地域資源を地域で検討し，地域課題の解決につなげていく。
- 地域の実態や特性に応じて状況が異なるため，地域ごとに個別的な課題があり，これらに応じた地域ごとの解決策が必要になり，その点を踏まえた地域づくりを行っていく。

- 関係者・グループに働きかけをすることで、それぞれの活動内容、役割、得意分野などを活かした地域づくり・資源開発につなげていく。
- 地域づくりや資源開発に対して、必要な京都市のサポート内容や関係機関の役割等を明らかにすることで、(5)の「政策形成機能」につなげていく。

#### (5) 政策形成機能

- 発見された地域課題の解決に向けて、優先順位や利用可能な地域資源等を検討して、解決のための政策等を立案したり、ネットワーク構築機能や地域づくり・資源開発機能を十分に発揮するための既存の施策、事業の活用等を検討していく。
- ※ (1)～(5)の機能は相互に関係し合い循環するものである。各機能の有機的な相互連関(相互補完)を実現できるよう、地域の実情に応じて、参加者や設置範囲の異なる地域ケア会議やその他の会議を組み合わせることが必要となってくる。

### 3 平成30年度地域ケア会議実施にあたっての体系、構成員、開催頻度等

別紙1参照

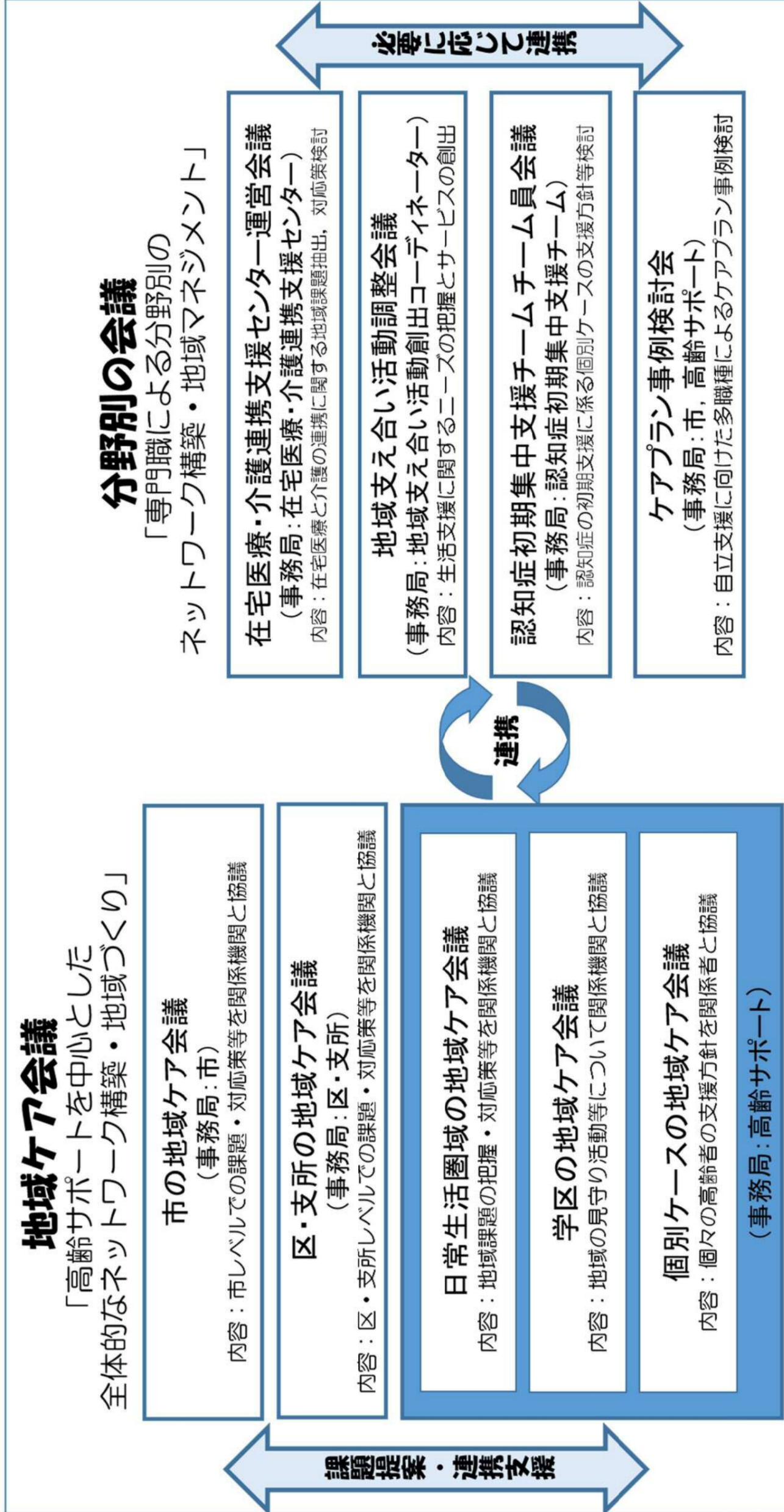
### 4 留意点

地域ケア会議の中で明らかになった生活支援サービス等に関する地域課題について、「地域支え合い活動調整会議」に引き継いで新たなサービスの創出等に向けた検討や取組を進めていくなど、分野ごとの地域ネットワークとの連携に取り組んでいく。(別紙2参照)

本市における新たな地域ケア会議の全体像

主たる機能		会議	会議内容	会議主催者	会議構成員	開催頻度
個別ケースの検討	【① 個別課題解決機能】	I 個別ケースの検討を行う地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在関わっている支援者が困難を感じているケース</li> <li>・支援が必要と判断されるが支援に繋がっていないケースに対する個別支援内容の検討</li> </ul>	高齢サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在関わっている支援者（ケアマネジャー、民生委員、老人福祉員等）</li> <li>・今後関わって欲しい関係者（民生委員、老人福祉員、地域住民等）</li> <li>・助言・指導の役割を担える関係者（医療関係者等）</li> </ul> 「地域課題の検討を行う地域ケア会議」の出席者などから、個別ケースの内容に応じて必要な関係者を招集	必要に応じて随時
	【② 地域包括支援ネットワーク構築機能】	II 地域福祉組織中心の地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係者からの活動報告や情報提供</li> <li>・会議構成員の課題解決力向上を目的とした匿名での事例検討</li> <li>・単身世帯高齢者などの見守り活動対象者の状況の情報共有</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉組織（学区民協、学区社協）</li> <li>・その他、地域ネットワーク構築のために必要な関係機関（居宅介護支援事業所、警察署、消防署 等）</li> <li>・保健福祉センター（健康長寿推進課）は必要に応じて会議に参加</li> </ul> 構成員の課題解決力向上が目的のため、可能な限り、地域福祉組織は「全員」を会議構成員とする。	各学区 年3回 程 度
	【③ 地域課題発見機能】	III 地域課題の検討を行う地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケースの課題解決等により蓄積した地域課題の把握、整理、分析、情報共有</li> <li>・地域の多職種の関係機関と連携し、地域に必要又は不足している社会資源の把握、ネットワークの構築の検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師をはじめとする多職種の関係機関</li> </ul> <構成員例> 地区医師会、学区民協、学区・区社協、居宅介護支援事業所、警察、消防、保健福祉センター（健康長寿推進課）等 ※ 保健福祉センター（健康長寿推進課）会議の開催支援、参加	各圏域 年2回 程 度
地域課題の検討	【③ 地域課題発見機能】	<日常生活圏域レベル（標準）> III 地域課題の検討を行う地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活圏域レベルで開催する「地域課題の検討を行う地域ケア会議」の取組支援（地域に不足している社会資源の把握、ネットワーク構築への支援など）</li> <li>・地域特性や特徴を活かした区・支所レベルのネットワークの構築、地域課題への対応</li> </ul>	保健福祉センター （健康長寿推進課）	<構成員> 地区医師会、地区歯科医師会、地域薬剤師会、府訪問看護ステーション協議会、府介護支援専門員会、市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、区民生児童委員会、区社会福祉協議会、認知症の人と家族の会京都府支部、区老人クラブ連合会、警察署、消防署、地域介護予防推進センター、地域支え合い活動創出コーディネーター、保健福祉センター等	各区・支所 年3回 程 度
	【④ 地域づくり・資源開発機能】	<区・支所レベル> IV 区・支所地域包括支援センター運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区・支所レベルの地域づくり・資源開発に関する取組支援（成功事例や先進事例の全市拡大、取組が遅れている地域への支援など）</li> <li>・全市域に共通する課題に対する市レベルのネットワークの構築、既存施策・事業の活用（予算化、計画化）</li> </ul>	本庁（介護ケア推進課・健康長寿企画課）	「京都市高齢者施策推進協議会」の構成員とする。	年2～6回程度
	【⑤ 政策形成機能】	<市レベル> V 京都市高齢者施策推進協議会				

# ■ 地域での支援ネットワークの強化に向けた取組



## 地域ケア会議

「高齢サポートを中心とした  
全体的なネットワーク構築・地域づくり」

市の地域ケア会議  
(事務局：市)

内容：市レベルでの課題・対応等を関係機関と協議

区・支所の地域ケア会議  
(事務局：区・支所)

内容：区・支所レベルでの課題・対応等を関係機関と協議

日常生活圏域の地域ケア会議

内容：地域課題の把握・対応等を関係機関と協議

学区の地域ケア会議

内容：地域の見守り活動等について関係機関と協議

個別ケースの地域ケア会議

内容：個々の高齢者の支援方針を関係者と協議

(事務局：高齢サポート)

## 分野別の会議

「専門職による分野別の  
ネットワーク構築・地域マネジメント」

在宅医療・介護連携支援センター運営会議  
(事務局：在宅医療・介護連携支援センター)  
内容：在宅医療と介護の連携に関する地域課題抽出，対応策検討

地域支え合い活動調整会議  
(事務局：地域支え合い活動創出コーディネーター)  
内容：生活支援に関するニーズの把握とサービスの創出

認知症初期集中支援チーム会議  
(事務局：認知症初期集中支援チーム)  
内容：認知症の初期支援に係る個別ケースの支援方針等検討

ケアプラン事例検討会  
(事務局：市，高齢サポート)  
内容：自立支援に向けた多職種によるケアプラン事例検討

必要に応じて連携

連携

課題提案・連携支援

【参考事例】地域ケア会議と地域支え合い活動調整会議の連携例について

○地域ケア会議

開催者	会議名
区役所	区地域ケア会議 (地域包括支援センター運営協議会)
高齢サポート	日常生活圏域の地域ケア会議
	学区の地域ケア会議
	個々の高齢者の地域ケア会議



生活支援サービスに関する地域課題について、具体的に検討する必要があるものは、地域支え合い活動調整会議に引き継ぐ。

○地域支え合い活動調整会議

開催者	会議名
区役所 (事務局：地域支え合い活動創出コーディネーター)	地域支え合い活動連絡会議
	地域支え合い活動実務者会議



連絡会議での協議や実務者会議での具体的な検討を踏まえ、地域支え合い活動創出コーディネーターが創出に向けた取組を進める。

生活支援サービスの創出

地域ケア会議から出された生活支援に関する地域課題解決について

○地域課題の抽出（地域ケア会議等から）

	課題 1	課題 2	課題 3
テーマ	集合住宅の生活支援	高齢者の買物・外出支援	高齢者の居場所づくり
取組の範囲・規模	マンション・団地	学区内エリア	学区内エリア
地域課題概要	一人暮らし高齢者等の見守りと把握	山間地域の生活不安	孤立防止の定期的な集いの場



地域支え合い活動創出事業に引継ぎ

○連絡会議における課題の共有，協議



○生活支援サービス創出に向けた実務者会議での検討，地域支え合い活動創出コーディネーターの取組

【きっかけ（課題になっていたこと等）】

- 独居高齢者の増加を受けて，マンション住民と近隣住民を対象とした仲間づくりと孤立防止
- マンションを中心に居場所づくりを展開する団体において，単身高齢者が安心して暮らし続けていくためには互助による生活支援の必要性を感じられたことから，地域支え合い活動創出コーディネーターが新たな活動の展開の開始提案した

【地域支え合い活動創出コーディネーターの働きかけ】

- ・団体に対して、活動の定着化に向けた支援（市助成制度の活用）をおこなった。
- ・地域支え合い活動調整会議（実務者会議）では団体と共に目指す地域の姿・方針の確認を行った。
- ・居場所の取組から新たに生活支援に関する支え合い活動の提案と実施につなげた。



【展開】

- 住民グループによるふらっと気軽に立ち寄れる茶話会と相談会の実施。
- 一人暮らし高齢者へのお手伝い（窓拭き掃除）の実施
- ※ 団体構成員だけでなく，地域支え合い活動入門講座の受講者の活動の場にもつながった。

## 第4 ひとり暮らし高齢者訪問活動事業等について

### 1 事業概要

介護保険法に基づく包括的支援事業の一環として、地域の高齢者の実態とニーズを把握し、適切な支援に繋げていくため、平成24年度から、市内在住の65歳以上の一人暮らし高齢者を対象として、高齢サポート職員による年1回の訪問活動を実施している。

「支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援に繋げていくこと」、「地域の関係機関との連携を深め、地域のネットワーク構築を進めること」、「地域の高齢者に高齢サポートを身近な相談先として認知してもらうこと」を目的としている。

### 2 実施手法見直し（平成29年度～）

事業を開始した平成24年度以降の実施状況を踏まえ、平成29年度から、訪問活動への関心が低く、応答がない方等が多い64～74歳に一人暮らし高齢者に対しては、原則として郵送案内のみのアプローチとし、応答がない方への複数回のアプローチを行わないこととした。これにより、訪問を希望される方、必要とされる方が相対的に多く、とりわけ支援ニーズの把握と対応に有効である75歳以上の方への訪問活動に重点化を図り、より効果的な事業運営を推進することとしている。

### 3 孤立や引きこもりの可能性が懸念される方への重点的な訪問活動の実施（平成29年度～）

上記2のとおり実施手法の見直しを図る一方で、65歳以上74歳以下の単身高齢者にも孤立や引きこもりの方がいる可能性があるものと懸念される。

このことを踏まえ、本市から毎年簡易書留で送付されている国民健康保険証を受け取らなかった一人暮らしの方のリストを高齡サポートに情報提供し、センターの訪問活動の状況を照合のうえ、必要に応じて重点的に訪問活動を行うようにしたもの。

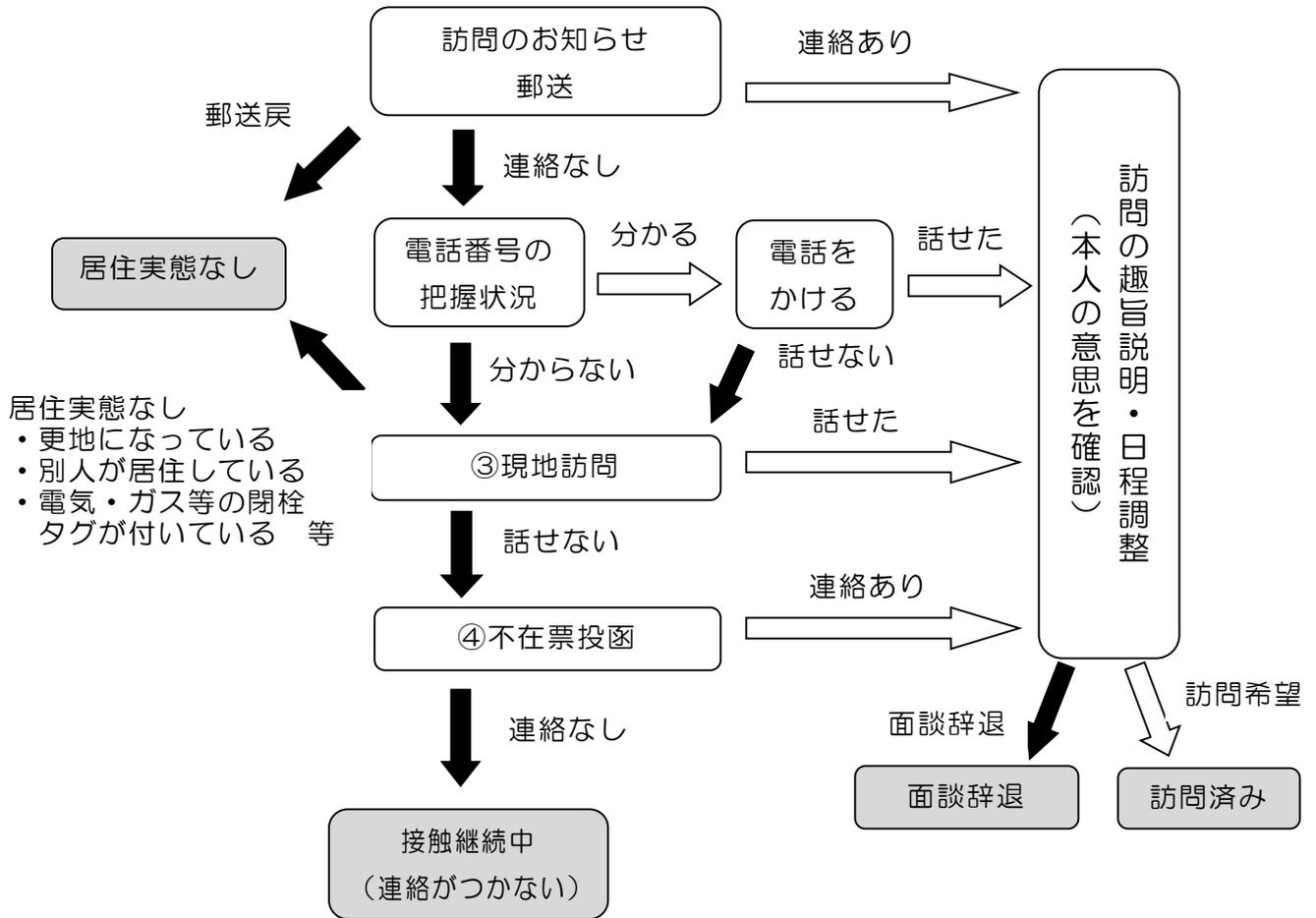
### 4 平成30年度の方向性

- 平成29年度の実施手法見直しの効果を検証していく。
- 地域の関係機関とは、引き続き、緊密に連携した対応が求められる。そのため、今後とも、高齢サポートが中心となって、民生委員や老人福祉員、学区社会福祉協議会などとの連携を更に深め、地域全体で訪問活動や見守り活動を促進・支援するためのネットワークを構築していく。

【参考：一人暮らし高齢者訪問活動の流れ】

○平成28年度まで

※ ただし、75歳以上については平成29年度以降もこの流れに基づき実施中



○平成29年度以降

(65歳～74歳のみ)

